

### ストライキ中止！退職手当の削減額を緩和！ 非常勤職員も含め、時間休の上限撤廃を可能に



2017年確定闘争は、以下の内容で妥結しました。まず最大の交渉課題だった退職手当ですが、国と同様な3.27%の削減提案を3.08%の削減へと妥協を引き出しました。特別給は人事委員会勧告通り0.1月引き上げ4.5月となり、できる限り速やかに支給するとしています。その他の事項では、昇給制度の見直しは、勤務成績に基づく昇給決定について、下位区分の適用を見直し、総合評価「D」の職員は3号昇給→2号昇給、2年連続「D」の職員は1号昇給と改悪。扶養手当認定要件は扶養親族の収入限度額を年間140万円未満から130万円未満に引き下げた。しかし、平成30年3月31日に年間収入額が130万円以上140万円未満で認定されている扶養親族について、平成30年度においても年間収入額が同様と見込まれる

場合、平成30年4月1日から1年間経過措置として、手当額の1/2を支給と緩和。都労連要求では、全職員対象に時間休の上限撤廃を可能に。子供の看護休暇の要件見直しとして「小学校就学前」と限定した要件撤廃。育児参加休暇の対象の見直しとして「養育の必要がある子」の対象年齢を「中学校就学前」まで拡大。時差通勤の見直しとして、出先事業所においても育児・介護・通院などの場合に、日を単位とした勤務時間の設定が可能。認定技能職員制度の見直しとして、局ごとの認定数算出方法が、当年度末の定年退職予定者分を前倒して認定。認定上限数を算出する設定基準について、現員の5%程度から6%程度に拡大となった。不十分ではありますが、以上をもって妥結となりました。

局ごとの認定数算出方法が、当年度末の定年退職予定者分を前倒して認定。認定上限数を算出する設定基準について、現員の5%程度から6%程度に拡大となった。不十分ではありますが、以上をもって妥結となりました。



局ごとの認定数算出方法が、当年度末の定年退職予定者分を前倒して認定。認定上限数を算出する設定基準について、現員の5%程度から6%程度に拡大となった。不十分ではありますが、以上をもって妥結となりました。

### 育児短時間・部分休業利用者アンケートを行います

現在、育児短時間・部分休業制度は子どもが小学校入学前までしか利用できません。そのため小学校入学時点で、朝または夕方に「保育に欠ける状態」になり就業が困難になるケースが報告されています。支部ではこの問題を解決するためにアンケート調査で要求をまとめたいと計画しています。協力をお願いします。

### 病院支部書記局が移転しました



11月20日(月)に病院支部書記局が第2庁舎32階へ移転しました。電話、FAX、メールなどに変更はありません。都庁へお越しの際は遊びに来てください。左の写真は新しい書記局から見える第一庁舎。

### PNS労働時間調査のお願い

昨年5月と12月に病院支部が行った新人看護師疲労度調査では、PNS導入病棟が、非PNS病棟に比べて労働時間が長いという結果が出ました。PNS導入のメリットの一つに超過勤務縮減が挙げられています。支部が行った調査結果では正反対の結果が出ました。支部ではPNSと労働時間の関係について病院支部に加入している職場を対象に日本初の大規模調査を行うことにしました。PNSの本当の姿を明らかにするためにも調査にご協力をお願いします。

期間：12月11日(月)～12月15日(金)の期間で日勤のときにアンケートに協力をお願いします。

#### <当面の日程>

11/22(水) 1時間ストライキ中止

12/19(火) 国会前包囲行動

### 発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎10階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713  
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL: http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu\_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@  
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります  
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが  
つぶやいています。  
共感することもあるはず！

#看護師のしぶ子さんと検索